

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
- 臨時種畜検査の実施(畜産課)
- 保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- 土地収用法による土地の立入り(管理課)
- 土地収用法による事業の認定()
- 土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧()
- 開発行為に関する工事の完了(四件)()
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 平成八年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会
総務課)
- 平成八年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)の実施()
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

一 県立境港通勤寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

- 1 入所者の収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、三九〇円(現行 一九、三〇〇円)を超える場合 一人月額 一九、三九〇円(現行 一九、三〇〇円)
- 2 入所者の収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、三九〇円(現行 一九、三〇〇円)以下の場合 一人月額 収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額

二 この規則は、平成八年八月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一九、三〇〇円」を「一九、三九〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年八月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人米沢歯科医院	鳥取市大榎町一丁目一	平成八年七月一日
鳥取県鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	平成八年七月十五日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町一丁目二	平成八年七月十六日
よどえ整形外科クリニック	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成八年七月十八日
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	平成八年七月二十八日
オレンジ薬局	米子市福市二二八七	平成八年七月十七日
有限会社赤山薬局	境港市松ケ枝町三一	平成八年七月二十五日

鳥取県告示第五百三十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成八年八月十九日 午前十時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第五百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河内字大吹一四六二の三六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）第十一条の第二項に基づき、次のとお

り土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空送電線路 新鳥取連絡線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字東字塚字隠谷上、字隠谷、字隠谷口、字隠谷口西平及び字中尾口、大字西字塚字風呂屋谷、字古屋谷口、字花井皆地上、字荒神谷、字栃木谷及び字柿木谷、大字大背字漆ヶ谷、字龍ヶ谷、字滝の谷、字滝ノ谷奥、字下河原、字佐尾皆地、字藤屋根、字藤屋根山、字棚田、字大蔵、字小屋ノ谷、字クビキレ、字徳遠坊、字新田、字山神谷、字小谷、字ツヅラ原奥、字横路下、字カウカ谷奥、字畑谷山、字大宮谷、字畑谷、字宮谷、字陰平、字スケカ谷、字中田上及び字中田、大字三吉字奥サル小屋及び字中サル小屋、字アソフ小セイミ、字塚ノ鼻、字荒田ノ内、字岩尾、字ナラスガキ及び字赤瀬平、大字口宇波字コライ谷、字梅ヶ谷、字出合東平及び字細谷、大字三田字水早、字四番ヶ谷、字五番ヶ谷、字杉ノ子、字上鳴尾、字下鳴尾、字バタコ、字茗荷谷、字登リ尾、字入道ヶ鳴及び字砂出シ、大字口波多字ヒジリ小谷、字ドウドウ谷、字東谷、字津田、字津田休ノ下、字津田越ヶ谷、字栃木谷、字漆ヶ谷、字北谷及び字ミソギ並びに大字波多字ミソギオク、字稗ヶ途、字寺、字ハタ谷、字ミソギ谷、字牛倉及び字クスレ谷、用瀬町大字安蔵字横谷奥、字アカナメ、字横谷、字本谷及び字西ヶ谷奥、大字屋住字中津美奥、字スゲノ谷、字小谷山、字段奥通り及び字中津美口並びに大字江波字山権田ヶ谷、字大根本谷、字築ヶ谷、字ガビ谷及び字權太ヶ谷、佐治村大字大井字岩井谷、字松ゴ谷、字南藤原谷、字藤原谷及び字小河原、大字加瀬木字藤原谷、字木谷尾、字一決及び字杉

湖、大字森坪字小河原、字上小河原、字小谷、字黒ナメ、字山黒ナメ、字ソウガウ、字上打越、字打越及び字下打越、大字高山字屋ブキ、字白谷、字スリ平、字下山カツコウ谷、字狐塚及び字段道、大字津無字瀧谷影平ラ、字瀧谷頭及び字瀧谷日平並びに大字津野字赤ハゲ、字長深、字邸ナル、字栃平、字上ミ栃平、字下栃平、字黒滑、字下夕屋敷、字大段ノ上へ、字長沢、字下ダン道、字東ダン道、字西ダン道、字下夕大イゴ、字上ミ大イゴ、字奥長沢及び字東大平並びに河原町大字神馬字瀧谷上分、字馬乗場々、字本坂字本坂下分、字本坂上分、字池田南分、字池田北分及び字後谷上分、大字小河内字栃ヶ谷、字奥山、字裏坂、字烏羽及び字俵谷並びに大字北村字兵円山、字船谷ヨリ下笹原、字大休、字鍛冶メ、字屋敷平、字河原畑、字笑出、字向笑出、字鱒淵、字向イ山、字伊勢谷口、字平尾、字八兵衛屋敷、字天王平、字粟谷、字八熊谷、字小谷、字奥谷、字木槐尾、字坂口、字小川下、字中原、字矢イ谷及び字萩原並びに鳥取市上砂見字内ノ谷及び字柏谷山、岩坪字内ノ谷、字惣目田山分、字惣目田、字大瀬戸下、字大瀬戸下山、字大瀬戸上、字大瀬戸、字徳三谷上南、字徳三谷上ミ、字野田、字野田口、字徳三谷上北及び字徳三谷口山、高路字上屋敷、字大谷、字大谷ノ式、字横ノ谷、字横ノ谷奥、字曲リ谷、字曲リ谷奥及び字ウレ谷並びに松上字細谷、字倉見谷、字熊掛ヶ、字口押谷、字土居ノ下、字大坂、字乗淵谷及び字草ヶ谷地内

四 立ち入ろうとする期間
平成八年七月三十日から平成九年九月三十日まで

鳥取県告示第五百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

岸本町

三 事業の種類

農業集落排水事業吉定地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡岸本町吉定字長割地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡岸本町吉長三七―三

岸本町役場

鳥取県告示第五百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

平成八年七月三十日から平成十三年三月三十一日

二 施行地区

境港市外江町字西灘、字浜橋新田、字湯浅新田及び字重政新田並びに渡町字大下沖、字八幡沖及び字田代沖の各一部

三 事務所の所在地

境港市上道町三〇〇〇 境港市建設部区画整理課

四 設立認可の年月日

平成八年七月二十六日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所の掲示板及び施行地区に隣接する場所で理事長が指定する場所に掲示して行う。

鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町二丁目二一〇

鳥取県告示第五百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年五月二十五日 鳥取県指令受都計第三一二第二十七号

二 工区(第二工区)に含まれる地域の名称

鳥取市伏野字南谷、字桐谷及び字中山、三津字狭間谷ノ巻、字坂ノ谷及び字西傍示

ノ一並びに美萩野三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長六三五一一

株式会社徳田商店

代表取締役 徳田 忠志

鳥取県告示第五百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年四月十一日 鳥取県指令米土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生新田二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生一五

幡井 雅勝

鳥取県告示第五百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年七月十日 鳥取県指令米土維十第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市目久美町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大谷町一一〇

吉井 正夫

鳥取県告示第五百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月二十五日 鳥取県指令米土維十第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳五四一

宮吉 学

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年七月三十日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 聖

申請者	氏名又は名称	株式会社パイオニア				
	住所	大阪府東大阪市川俣一丁目15-31				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者名	検定番号	有効期間	
	回胴式遊技機	規則第6条第2号	ミニテリオ	株式会社パイオニア	640089	平成8年7月30日から3年間
申請者	氏名又は名称	株式会社ツクスアライド				
	住所	大阪府堺市常磐町三丁27				
申請者	氏名又は名称	法人にあってはその代表者の氏名				
	住所	角野 博光				

遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	規則第6条第2号	グラントスラムX	株式会社ツクスアライド	640116	平成8年7月30日から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社ニューギン			
	住所	愛知県名古屋市中村区鳴森町三丁目56			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者名	検定番号	有効期間
	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	CRフリークエント7	株式会社ニューギン	600172

申請者	氏名又は名称	株式会社大一商会			
	住所	愛知県名古屋市中村区鳴付町一丁目22			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者名	検定番号	有効期間
	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	モンキー倶楽部	株式会社大一商会	410329

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成8年7月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成8年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	4名
学校事務	5名
警察事務	3名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務部局等に、学校事務にあつては市長村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあつては警察署等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額137,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公

務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和50年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者
学校事務	昭和48年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者
警察事務	

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び適性試験

(2) 試験の期日

平成8年9月29日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日

平成8年11月上旬

(3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成8年10月16日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

<p>(2) 最終合格者 平成8年11月20日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>9 採用の方法 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。 なお、採用は、平成9年4月1日の予定である。</p> <p>10 受験手続 (1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能) なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。</p> <p>(3) 受付期間及び受付時間 ア 受付期間 平成8年8月16日(金)から同年9月4日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成8年9月4日(水)までの消印のあるものに限って受け付ける。 イ 受付時間 8時30分から17時まで</p> <p>11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。</p>	<p>(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照のこと。</p>
	<p>職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。 平成8年7月30日 鳥取県人事委員長 坂田 賢一郎</p> <p>1 試験の名称 平成8年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)</p> <p>2 採用予定者数 5名</p> <p>(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。</p> <p>3 対象となる職 警察署等に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職</p> <p>4 給与 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額155,700円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験</p>

<p>(1) 試験種目 教養試験 (多肢選択式)</p> <p>(2) 試験の期日 平成8年9月16日 (月)</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取県民文化会館 鳥取市尚徳町101-5 米子市文化ホール 米子市末広町58-6</p> <p>7 第二次試験</p> <p>(1) 試験種目 作文試験、面接試験 (個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 試験の期日 平成8年10月下旬</p> <p>(3) 試験の場所 東部健康増進センター 鳥取市松原343 鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271</p> <p>8 合格者の発表</p> <p>(1) 第一次試験合格者 平成8年10月8日 (火) (予定) に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220) 及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>(2) 最終合格者 平成8年11月20日 (水) (予定) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板に掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>9 採用の方法 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命</p>	<p>権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。 なお、採用は、平成9年4月1日の予定である。</p> <p>10 受験手続</p> <p>(1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、交番並びに警察官駐在所において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能)</p> <p>(3) 受付期間及び受付時間</p> <p>ア 受付期間 平成8年8月16日 (金) から同年9月4日 (水) まで (日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>なお、郵送による申込みは、平成8年9月4日 (水) までの消印のあるものに限って受け付ける。</p> <p>イ 受付時間 8時30分から17時まで</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局 (鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553) に行うこと。</p> <p>(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。</p> <p>(3) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照のこと。</p>
---	--

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動能力	職務遂行に支障のないこと。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年8月13日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年7月30日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○ 法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社ジュンテンドー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー安倍店
米子市安倍169外
- 3 現在の休業日数
年15日
- 4 削減後の休業日数
年12日
- 5 休業日数の削減を行う年月日
平成8年11月17日